

小児慢性特定疾病指定医

指定申請の内容に変更のあった指定医の方

辞退をされたい指定医の方

変更の手続きについて（児童福祉法施行規則第7条の14）

指定医の方は、指定申請に係る次の内容に変更があった場合、市長宛てに速やかにその旨を届け出なければならないとされています。

- 氏名
- 居住地
- 連絡先
- 医籍の登録番号及び登録年月日
- 診断書の作成を行おうとする和歌山市内の医療機関

辞退の申出について（児童福祉法施行規則第7条の15）

指定医の辞退をされたい指定医の方は、60日以上予告期間を設けて指定の辞退を申し出ることができます。

変更の届出と辞退の申出は、指定の様式により行う必要があります。

様式は、和歌山市ホームページからダウンロードできます。記入後、次の提出窓口まで郵送又は持参してください。

問い合わせ先及び提出窓口

〒640-8137 和歌山市吹上5丁目2-15

和歌山市保健所

保健対策課 難病対策グループ

電話 073-488-5116